

京都市告示第424号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和6年10月8日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 T-a i m	児童発達支援	KID ACADEMY 新堀川校 2650900695	京都市伏見区横大路 三栖山城屋敷町108 MOLICAビル 3-1	令和6年 9月30日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)